

平成 16 年 (モ) 第 9351 号

申立人 シヤムスリ外 8396 名、WALHI

被申立人 東電設計株式会社

文書提出命令申立に対する意見書 (補充)

平成 16 年 11 月 26 日

東京地方裁判所民事第 49 部合議 A 係 御中

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号

新日石ビル 9 階 高橋法律税務事務所 (送達場所)

電 話 03-3213-5771

ファックス 03-3213-5774

被申立人 東電設計株式会社

上記訴訟代理人弁護士 名 取 康 彦

同 菊 井 維 正

被申立人東電設計は、申立人らの平成 16 年 7 月 30 日付文書提出命令申立 (以下、本申立という。) に対し、次のとおり、補充意見を述べる。

第 1 意見の趣旨

本申立にかかる下記の文書は、被申立人東電設計にこれらの提出義務がないことから、本申立は却下されるべきである。

記

- 1 本件ダム建設に関する「詳細設計 (いわゆる D/D)」 (以下、詳細設計という。)
- 2 被申立人東電設計とインドネシア国営電力公社 (PLN) との間の詳細設計 (いわゆる D/D) に関する「受注契約書」 (以下、詳細設計受注契約書という。)
- 3 被申立人東電設計とインドネシア国営電力公社 (PLN) との間のダム建設監理に関する「受注契約書」 (以下、コンサルタント受注契約書という。)

- 4 被申立人東電設計からインドネシア国営電力公社（P L N）に対し、事業完成に至るまで3ヶ月ごとに提出された「進捗状況報告書」（以下、単に、進捗状況報告書という。）
- 5 被申立人東電設計からインドネシア国営電力公社（P L N）に対し提出された「プロジェクト完成報告書」（以下、単に、プロジェクト完成報告書という。）

第2 文書提出義務について（補充）

1 詳細設計

第1、1記載の詳細設計を開示することにより被申立人東電設計は次のとおり、不利益を受ける。

- (1) 詳細設計とは、プロジェクト建設に当り、各種工事契約を締結するために必要な資機材の数量、工事内容、工事規模などを網羅した一連の図書及び図面の総称であり、本件プロジェクトの工学的・電氣的構造に関わる技術的情報の集積物であって、被申立人東電設計の永年に亘る法律上の保護を受けるべき営業秘密であるノウハウの集積を具体化したものである。これは本件プロジェクトの実施設計の基礎となるもので、これが開示されることにより、本件ダムの内容が明らかになる性質のものである。
- (2) 今日、ダム建設計画自体は、その件数が漸減傾向にある中、その受注においては、国内的にも国際的にも、入札手続による他のコンサルタントとの間での厳しい競争関係にあり、被申立人東電設計のノウハウの開示は、他のコンサルタントに優位な立場をとらしめ、競争コンサルタントのノウハウを知りえない被申立人東電設計を比較不利な立場に立たせることになる。

従って、この開示により、被申立人東電設計としては、営業上秘匿すべきノウハウが公になり、他の競争相手であるコンサルタントにこれを営業上利用され、またこれ奪われる不利益がある。

- (3) 加えて、本件詳細設計はダムに係るものであり、保安対策上の秘密が含まれる。同秘密の本来的受益主体はP L N、インドネシア政府ないし同国民であるが、被申立人東電設計は、P L Nとの間の受注契約・監理契約において、これら守秘義務を負っていて、かつこれら秘密は保護するに値する秘密であり、申立人らの立証上の利益、訴訟の公益的利益と比較しても優先されるべきであることは明らかである。この保安上の秘密は、保安設

備関連のみならず、諸設備の配置・構造・強度、立ち入り可能な場所とその進入ルート、立地上の問題点など、詳細設計のすべてに亘って存在している。

また、危険の現実化によりダム下流住民の人命など公衆の利益に損害を及ぼした場合、被申立人東電設計は開示により招来した結果に対するの責任を負う立場に立たされる不利益がある。先の意見書に述べたとおり、インドネシアにおいては、2002年10月12日にバリ島で死者187名に上る爆弾テロ事件その他テロ事件が発生している。水力発電所関連施設がテロ攻撃対象として、保安上秘匿しておくべき多くの情報が集積されたものであることは明らかである。

(3) 他方で、申立人らの開示による立証上の利益は、限定的なものに止まる。

すなわち、先の意見書で述べたとおり、詳細設計には、いわゆる融資3条件に関する言及や、これを具体化したものは含まれていない。申立人らの立証命題と証拠との間に関連性がなく、その意味で申立人らが受ける利益はなんらない。

また、欠陥ダムであるとの申立人らの主張に関連しては、要件事実と立証命題が明らかにされておらず、現時点で文書提出命令を求めることは、許容されない模索的証明といわざるを得ない。

2 詳細設計受注契約書・コンサルタント受注契約書（以下、併せて各種契約書という。）・進捗状況報告書・プロジェクト完成報告書（以下、併せて各種報告書という。）

(1) 本件各契約書及び各報告書は、本件契約当事者間で締結された契約文書、またはこれに基づきPLNに提出された文書である。契約書自体は、その内容において、本件プロジェクトの具体的な仕様・工程・単価などが記載され、各種報告書自体においても微細な設計の変更の経緯・支払など具体的な工程実現の過程が記載され、建設業者など関係当事者の正当に秘匿すべき営業秘密である価額リスト・単価決定過程・受注者決定過程などに関する部分が多々存在する。

また、コンサルタント業務において、土木・建設・電気など参加する各種関連当事者間の調整機能は重要な業務であるところ、その手法はコンサルタントにおけるノウハウを形成している。

(2) PLNは将来的にも水力発電ダム事業を展開することが予想される組織であり、本件プロジェクト関連会社も、今後のPLNのプロジェクトに参加する可能性を充分有している。

これら事項が開示されることによって、被申立人東電設計のこれらノウ

ハウが侵害され、ノウハウとして機能しないばかりか、本プロジェクト関連会社の正当に秘匿し得べきノウハウ・営業秘密が明らかになり、また相手方当事者であるPLNの意思決定過程の詳細が明らかとなり、被告東電設計・関連会社及び相手方当事者PLNについて、今後他のプロジェクトにおける工程管理上の対応・価額決定・入札手続の透明性などに際し、意思形成過程に多大な影響を及ぼす虞がある。

加えて、これらを開示することによる保安上の危険が予想される性格のものであることは、上記1で述べたとおりである。

以 上